

○大野市議会議員に対する政務活動費の交付に関する条例

平成24年12月13日

条例第40号

改正 令和2年6月19日条例第21号

令和3年6月18日条例第34号

大野市議会議員に対する政務調査費の交付に関する条例（平成13年条例第3号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、大野市議会の議員の職にある者（以下「議員」という。）の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議員に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（交付対象）

第2条 政務活動費は、議員に対して交付する。

（交付額及び交付の方法）

第3条 政務活動費は、各月1日（以下「基準日」という。）に在職する議員に対し、月額40,000円を交付する。

2 政務活動費は、毎年度5月末日までに当該年度に属する月数分を交付する。ただし、年度の途中において議員の任期が満了するときは、当該任期が満了する日の属する月までの月数分を交付する。

3 年度の途中において新たに議員となった者に対しては、議員となった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たるときは、その日の属する月分）から政務活動費を交付する。

4 議員が辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた（以下「離職」という。）ときは、その日の属する月分の政務活動費は交付する。ただし、基準日において離職したときは、この限りでない。

5 第3項に規定する場合の政務活動費は、新たに議員となった日の属する月の翌月（その日が基準日に当たるときは、その日の属する月）20日に交付する。

6 前項に規定する交付の日が、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日とす

る。

(議員でなくなった場合の政務活動費の返還)

第4条 政務活動費の交付を受けた議員が、年度の途中において離職したときは、当該離職した日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たるときは、その日の属する月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第5条 政務活動費は、議員が行う研究、研修、調査、広報、広聴等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(収支報告書の提出)

第6条 政務活動費の交付を受けた議員は、別記様式により、領収書又はこれに準ずる書類を添付して政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、議長に提出しなければならない。

2 収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月末日までに提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた議員が、議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、議員でなくなった日の翌日から起算して30日以内に収支報告書を提出しなければならない。

(政務活動費の返還)

第7条 市長は、政務活動費の交付を受けた議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該議員がその年度において第5条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずるものとする。

(収支報告書の保存及び閲覧)

第8条 議長は、第6条第1項の規定により提出された収支報告書を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 次の各号に規定する者は、議長に対し、前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人

(透明性の確保)

第9条 議長は、第6条第1項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の大野市議会議員に対する政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の前日にこの条例による改正前の大野市議会議員に対する政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

(大野市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

3 大野市特別職報酬等審議会条例（昭和41年条例第43号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(令和2年7月から令和3年2月までに交付する政務活動費の月額に関する特例措置)

4 令和2年7月から令和3年2月までに交付する政務活動費の月額については、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する政務活動費の月額から当該額の100分の75に相当する額を減じて得た額とする。

(令和3年7月から令和4年2月までに交付する政務活動費の月額に関する特例措置)

5 令和3年7月から令和4年2月までに交付する政務活動費の月額については、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する政務活動費の月額から当該額

の100分の75に相当する額を減じて得た額とする。

附 則（令和2年条例第21号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（特例措置に伴う政務活動費の返納）

2 議員は、この条例の施行前に大野市議会議員に対する政務活動費の交付に関する条例第3条第2項の規定により交付された令和2年7月から令和3年2月までの政務活動費について、この条例による改正後の附則第4項の規定により算定した額との差額を、この条例の施行日から起算して30日以内に返納しなければならない。

附 則（令和3年条例第34号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（特例措置に伴う政務活動費の返納）

2 議員は、この条例の施行前に大野市議会議員に対する政務活動費の交付に関する条例第3条第2項の規定により交付された令和3年7月から令和4年2月までの政務活動費について、この条例による改正後の附則第5項の規定により算定した額との差額を、この条例の施行日から起算して30日以内に返納しなければならない。

別表（第5条関係）

項目	内容
研究研修費	議員が研究会若しくは研修会を開催するために必要な経費又は議員が他の団体の開催する研究会若しくは研修会に参加するために要する経費 (会場借上料、講師謝金、出席者負担金、交通費、旅費等)
調査旅費	議員が行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費 (交通費、旅費等)
資料作成費	議員が行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費

	(印刷製本費、翻訳料、事務機器の購入費又は賃借料等)
資料購入費	議員が行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	議員の調査研究活動及び議会活動並びに市の政策について市民に報告するために要する経費 (印刷製本費、運搬費、会場借上料等)
広聴費	議員が市民からの市の政策等に対する要望又は意見を吸収するための会議等に要する経費 (会場借上料、印刷製本費、食糧費等)
人件費	議員が行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費 (事務所の賃借料、維持管理費、事務機器の購入費又は賃借料等)
その他の経費	前各号以外の経費で議員が行う調査研究活動のために必要な経費

別記様式（第6条関係）

政務活動費収支報告書

年 月 日

大野市議会議長 殿

議員名

印

年度政務活動費収支報告について

大野市議会議員に対する政務活動費の交付に関する条例第6条第1項の規定に基づき、別紙のとおり 年度政務活動費収支報告書を提出します。

年度政務活動費収支報告書

議員名

1 収入

政務活動費 円

2 支出

(単位：円)

項目	金額	備考
研究研修費		
調査旅費		
資料作成費		
資料購入費		
広報費		
広聴費		
人件費		
事務所費		
その他の経費		

3 残額 円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

別記様式（第6条関係）